

島根県除雪機械 GPS 端末賃貸借契約仕様書

1. 総則

1-1. 適用

本仕様書は、島根県が公告する「令和 8 年度 島根県除雪機械 GPS 端末賃貸借契約（以下、本契約という。）」に適用する。

1-2. 調達目的

本契約は、島根県が行う道路除雪（凍結防止剤散布）業務において、冬期の道路交通の安全かつ円滑な通行の確保、雪害時の現場状況に応じた適切な作業指示及び交通障害被害軽減のため、除雪機械の作業管理を行い現場状況に応じた適切かつ迅速な作業指示が行えるよう、島根県が保有する除雪機械の動態管理を目的とする。

1-3. 調達方法

賃貸借契約とする。

1-4. 契約期間及び情報提供期間

- (1) 履行期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 除雪機械の位置情報を提供する期間は、令和 8 年 11 月 17 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

1-5. 契約内容

GPS 端末^{※1,2}：167 台

- ※1 シガーソケット・ケーブル等の給電に要する機器を含む。また、調達する GPS 端末がスマートフォン等の場合、除雪車両に固定できる部品を含む。
- ※2 受注後にシガーソケットがない除雪機械の調査を行い、発注者とモバイルバッテリー等の代用について協議するものとする。なお、この費用については本契約には含まないものとする。

1-6. 契約変更

契約内容に変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議するものとする。

1-7. 守秘義務

本契約の遂行上知りえた事項は、許可なく公表又は引用してはならないものとする。

2. 納入条件

2-1. 納入日

発注者の納入検査を受け納入するものとする。本仕様書 1-4(2)に示す、位置情報提供期間開始日の 10 日前までに納入すること。

2-2. 納入場所

別表 1 の各県土整備事務所へ納入するものとする。

2-3. 特記事項

- (1) 調達機器の納入、配送、回収、設定に必要なすべての部材、送料、作業及び手続等に必要な費用は、本調達に含まれるものであること。
- (2) 調達機器の設定については、調達機器の環境にあわせた最善の設定を定めることとし、受注者において動作確認を行うこと。
- (3) 発注者が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うとともに、随時進行状況を報告すること。
- (4) 受注者は、調達機器搬入前に出荷前検査を十分に行うこと。

3. システム仕様

3-1. システム利用者

システムは発注者、各事務所担当者、除雪受注者及び発注者が別途指定する関係機関がクライアント端末に特別なソフトウェアをインストールすることなく WEB ブラウザから閲覧可能なシステムとする。

アカウント数は以下を想定しているが、詳細については発注者と協議のうえアカウント数を確定するものとする。なお、利用者によって機能に制限を設定できるものとする。

ユーザーアカウント総数：

道路維持課用：1 アカウント

各県土整備事務所用：11 アカウント

除雪受注者用：11 アカウント

関係機関用：11 アカウント

※上記はアカウント毎の同時接続数を考慮しないものであり、利用者数ではない

※1 アカウントで複数の端末から閲覧できない場合は、発注者が指示するアカウント数を用意すること。

※アカウントごとに ID 及びパスワードを設けること。

3-2. GPS 端末機能

GPS（Global Positioning System）端末は以下の機能を有するものとする。

- (1) 位置情報取得間隔は 10 秒以内、サーバーへの位置情報送信は 1 分以内とする。
- (2) 通信不能区間に入った場合、通信可能圏内に入った後それまでに記録した位置情報を送信する機能を有すること。
- (3) シガーソケット（12V、24V）やモバイルバッテリー等を介して給電可能及び給電中でも操作可能な機器であること。
- (4) 電源供給に連動して車載機が自動で起動及び停止され、車両の位置情報は自動的に送信される操作不要なものとする。
- (5) スマートフォンアプリにより位置情報を収集する場合は、アプリをインストールしたスマートフォンを準備すること。なお、通話機能など、本サービス以外の利用出来ないようにロック機能を有する

こと。

- (6) GPS 端末に関する通信料及び事務手数料等に要する費用は契約額に含めるものとする。
- (7) 受注者は、その責めに帰する理由により機器が故障した場合、速やかに無償で交換するものとする。
- (8) 発注者は、その責めの帰する理由による故障については別途協議のうえ補償するものとする。
- (9) GPS 端末及び付属機器は、冬期道路での使用を考慮し、氷点下環境においても正常に動作するものとする。

3-3. 除雪稼働状況確認機能

除雪稼働状況確認機能は以下の仕様を標準機能とする。

- (1) GPS 端末から送信される位置情報に基づき、WEB 上の地図に GPS 端末を搭載した除雪機械の位置情報、進行方向、機械名、稼働状態が表示されること。
- (2) GPS 端末を搭載した除雪機械の現在位置及び直近 3 時間以上の移動軌跡をリアルタイムで地図上に表示できるものとする。
- (3) 表示する除雪機械は、機種、県土整備事務所ごとに選択可能であること。
- (4) 除雪機械ごとに任意の期間を指定して走行履歴（移動軌跡・稼働時間）を検索、閲覧及び Excel 形式で出力可能であること。契約終了時、走行履歴を Excel 形式で提供するものとする。
- (5) 位置情報提供期間において、対象機械の追加、除外をできる機能を有するものとする。
- (6) 発注者が指定する他自治体の車両情報についても同一画面上で閲覧できる機能を有すること（同一システムに限る）。なお、所属自治体ごとに色分け等により容易に識別できるものとし、表示・非表示の切替が可能であること。

3-4. WEB ブラウザでの閲覧について

1-5.記載の GPS 端末数が同時稼働した場合においても、ページの読み込み、要素のクリック、フォームの送信等について、おおむね 5 秒以内に行えるものとする。スクロールについては、スクロール動作がスムーズに行われ、コンテンツが途切れることなく表示されること。WEB ブラウザでの閲覧環境は以下のとおりとする。

【閲覧環境】

- ・使用端末：Intel Core i5 第 8 世代以上、メモリ 8GB 以上、SSD 搭載、Windows11
- ・ブラウザ：Google Chrome または Microsoft Edge
- ・Wi-Fi 接続において、下り速度 20Mbps 以上が安定して確保される環境下

3-5. 背景地図

背景地図は、国土地理院地図、googlemap、住宅地図のいずれかであるものとする。なお、地図利用にあたって必要な著作権や使用許諾等の申請については受注者が対応することとし、その費用は契約額に含めるものとする。

3-6. 操作説明

GPS 端末及び除雪稼働状況確認機能の操作方法については、マニュアルを作成し発注者へ提出するこ

と。車載器故障時、又はサービスに何らかの異常が発生した場合の連絡体制を明記するものとする。

4. その他

4-1. 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議してその指示を受けるものとする。

別表―1

納品場所及び納入数量

納入場所	納入数量（個） （GPS 端末）	備考	
松江県土整備事務所 〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-1	75		
広瀬土木事業所 〒692-0401 島根県安来市広瀬町石原 357-1	8		
雲南県土整備事務所 〒699-1396 島根県雲南市木次町里方 531-1	9		
仁多土木事業所 〒699-1511 島根県仁多郡奥出雲町三成 555-4	9		
出雲県土整備事務所 〒693-8511 島根県出雲市大津町 1139 番地	12		
県央県土整備事務所 〒696-8510 島根県邑智郡川本町大字川本 265-3	14		
大田事業所 〒694-0064 島根県大田市大田町大田イ 1-3	4		
浜田県土整備事務所 〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254	15		
益田県土整備事務所 〒698-0007 島根県益田市昭和町 13-1	10		
津和野土木事業所 〒699-5611 島根県鹿足郡津和野町町田イ 244-2	7		
隠岐支庁県土整備局 〒685-8601 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	4		
計	167		